

公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会

令和6年度 事業計画

1. 基本方針

令和6年1月1日、コロナ後の平穏な生活に戻る中、能登半島地震が発生しました。大きな自然災害が起こるたびに高齢者や障がい者など、弱者といわれる人たちが多く犠牲となっています。それ故、本会は、「誰ひとり取り残さない」インクルーシブ防災の推進を図っていきます。

昨年度の事業をさらに強化推進していきます。

具体的事業としては、知的障がい児・者の『途切れのない支援』をめざし、国を始めとした行政に対し『社会的障壁』の速やかな解消に向けての要望活動を行います。

また、障がいのある人たちが地域で安心、安全な生活を送るために、意思決定支援、家族支援、就労・雇用促進、本人活動の活性化を図り、権利擁護の研修会、インクルーシブ教育の推進などの取り組みを行います。

特に医療ケアの必要な人たちや強度行動障害のある人たち、そして、その家族の生活基盤の充実を図る活動を進めます。

また、本年度も心のバリアフリーを目的に、知的・発達障がい者の正しい理解を図るための出前講座（疑似体験）の開催などの啓発活動と本人活動を推進していきます。

そして、「障害基礎年金学習会」講座を推進し、会員増につなげていく所存です。

組織強化の面では、会員の高齢化や役員不足、80・50の問題などを解消するため、地域育成会だけでなく関係機関や障がい者団体等との連携をさらに強化します。

加えて、本会の目的を達成するため本会の財政現状を検証し、将来に亘ってより健全で安定した財政の整備を図ります。そして、公益法人としての税制優遇による寄付金の拡大を図り財政基盤の充実を目指します。

そのため、ホームページや会報誌「はぐくむ」の充実を図り、広く県民への広報活動に取り組みます。

共生社会を実現するうえで、育成会活動は国や県に要望するだけでなく地域に深く、広く根を下ろした活動を進める必要があります。そのことは、頻発する自然災害の中、先に上げたインクルーシブ防災の構築にも資するものだと考え、推進していきます。

2. 事業計画（公益目的事業）

I. 委託・補助事業の実施及び協力

知的障がい児・者の社会参加と自立訓練の推進とそれらに対する理解を促進するための事業を実施します。

1. 福岡県障がい者地域生活支援事業の実施

- (1) 知的障がい者生活訓練事業
- (2) 知的障がい者レクリエーション教室開催事業
- (3) 知的障がい者本人活動支援事業
- (4) 知的障がい者相談員研修会開催事業

2. 家族支援プロジェクトに関する事業の実施

- (1) 地域巡回相談支援事業・電話相談事業「心の糸電話」
- (2) 家族支援ワークショップ事業

II. 広報・啓発活動の実施

障がい児・者の地域生活支援体制の推進とそれらに対する理解を深めるための事業を実施します。

1. 会報発行事業

- (1) 福岡県手をつなぐ育成会会報「はぐくむ」の発行（4月・7月・10月・1月）

2. 福祉情報の発信

- (1) 全国手をつなぐ育成会連合会情報・交流誌「手をつなぐ」購読促進
- (2) 全国手をつなぐ育成会連合会からの福祉関係ニュースの提供
- (3) 冊子・DVD・情報誌の紹介及び販売

3. ホームページによる情報発信

4. 出前講座（通年）

- ・知的・発達障がい者の理解推進のための「擬似体験」講座
- ・権利擁護推進のための「障害基礎年金学習会」の開催

III. 要望・施策推進活動

知的障がい児・者の福祉施策の充実を図るため、関係機関・関係団体への要望・連携を推進します。

1. 障がい児・者福祉施策推進活動

- (1) （一社）全国手をつなぐ育成会連合会と連携した国に対する要望活動

- (2) 福岡県障がい福祉課・介護保険課への要望活動
- (3) 強度行動障がい者の障がい福祉サービスの充実を図る活動
- 2. 特別支援教育に関する取り組み
 - (1) 福岡県教育庁特別支援教育課への要望活動
 - (2) 福岡県特別支援学校、特別支援学級との連携
 - ・保護者等に対する出前講座「障害基礎年金学習会」の実施
- 3. 就労・雇用促進に関する取り組み
 - (1) 福岡県労働局 新雇用開発課 障がい者雇用係への要望
 - (2) 各就労支援関係団体との連携
- 4. 権利擁護の推進
 - (1) 成年後見制度、障害基礎年金学習会に係る取り組み
 - (2) 障がい児・者とその家族の相談支援
 - (3) 福岡県警本部との情報交換会
- 5. バリアフリーへの取り組み
 - (1) 「九州バリアフリー等連絡会議・移動等円滑化評価会議九州分科会」参画
 - (2) 福岡県下の地方自治体の「読書バリアフリー推進策定委員会」設置の推進
- 6. 福祉関係団体との連携強化
 - (1) 福岡県知的障がい者福祉協会との情報交換会

IV. 大会・研究・研修事業の実施

知的障がい児・者施策の現状と課題について討議・研修するとともに、今後の方向性を探るための情報交換を目的とした事業の実施並びに参画。

- 1. 福岡県手をつなぐ育成会実施研修会
 - (1) 会員研修（8月・2月年2回開催予定）
 - (2) 施設部会研修（年1～2回開催予定）
 - (3) 事業所部会研修（年1回開催予定）
 - (4) 本人部会研修（年2～3回開催予定）
 - (5) 教育部会研修（年1回開催予定）
 - (6) 「擬似体験」「障害基礎年金学習会」出前講座（年数回実施予定）
- 2. 育成会関係大会及び研修
 - (1) 令和6年度全国手をつなぐ育成会連合会全国大会 秋田県大会
令和6年10月12日（土）、13日（日）秋田市

- (2) 第 63 回九州地区手をつなぐ育成会 宮崎県大会
令和 6 年 11 月 9 日 (土) 宮崎市
- (3) 第 42 回手をつなぐ育成会福岡県大会
令和 6 年 10 月 19 日 (土) 福岡県総合福祉センター クローバーホール
- (4) 全国手をつなぐ育成会事業所協議会全国研修会
令和 6 年 11 月 9 日 (土) 対面開催 場所 札幌市
- (5) 権利擁護セミナー
令和 7 年予定 ハイブリット開催予定 場所 兵庫県尼崎市
- (6) 全国手をつなぐ育成会連合会行政説明会及びフォーラム
令和 7 年 3 月予定 ユーチューブ配信 場所 東京
- (7) 啓発キャラバン隊研修会
令和 6 年 9 月 3 日 (火) ハイブリット開催 場所 東京

3. 障がい者スポーツ大会

- (1) 第 24 回全国障害者スポーツ大会
令和 6 年 10 月 26 日 (土) ~28 日 (月) 場所 佐賀県
- (2) 令和 6 年度福岡県障がい者スポーツ大会(知的障がいの部)
令和 6 年 4 月 29 日 (月・祝) 5 月 19 日 (日) 場所 久留米陸上競技場ほか

V. 会議の実施・参加

組織の運営と福祉施策の推進を図ることを目的とする

1. 福岡県手をつなぐ育成会関係会議

- (1) 定時総会
 - ① 定時総会・・・令和 6 年 5 月 14 日 (火) クロバープラザ 501 研修室
- (2) 理事会
 - ① 第 1 回理事会・・・令和 6 年 4 月 25 日 (木) 10 時 30 分～ クロバープラザ
 - ② 第 2 回理事会・・・令和 7 年 3 月予定
- (3) 監事会 令和 6 年 4 月 18 日 (木) 11 時 00 分～
- (4) 広報委員会 (はぐくむ編集会議・ホームページ委員会)
6 月・9 月・12 月・3 月 開催予定
- (5) 施設部会 (年 1 回、10 月)
- (6) 事業所部会 (年 1 回、令和 6 年 12 月)

- (7) 本人部会総会（年1回、令和7年3月）
- (8) 教育部会（学齢部会）（ふた月に1回の定例会開催予定）
- (9) 財政委員会（年4回、6月・9月・12月・3月）

2. 福岡県手をつなぐ育成会連絡協議会関係会議

- (1) 役員会・・・年3回（6月・10月・2月）
- (2) 県育連事業所協議会（旧福地連）役員会・・・令和6年6月、10月

3. (一社) 全国手をつなぐ育成会連合会関係会議

- (1) 全国手をつなぐ育成会連合会令和6年度定時総会・・・令和6年6月21日（金）
- (2) 全国手をつなぐ育成会連合会代表者及び事務局長会議・・・・・・・・

令和7年3月予定

- (3) 九州地区手をつなぐ育成会連絡協議会役員会・・・年3回（4月・10月・2月）

4. 関係機関会議

- (1) 第三者評価基準等（障がい者分野）委員会
- (2) 福岡県運営適正化委員会・・・・・・・・福祉サービス利用の適正な運営に係る会議
- (3) 福岡県日常生活自立支援事業関係機関連絡会議
- (4) 福岡県障がい者スポーツ協会役員会・・・障がい者スポーツ大会に係る会議
- (5) 福岡県障がい者施策推進協議会・・・・・・・・障がい者福祉計画に係る会議
- (6) 福岡県社会福祉審議会・・・・・・・・障がい者福祉に係る調査審議
- (7) ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会
- (8) 福岡県障がい者介護給付等不服審査会
- (9) 福岡県消費者安全確保地域協議会
- (10) 福岡県障がい者差別解消委員会
- (11) 福岡県読書バイアフリー推進委員会
- (12) 九州バリアフリー等連絡会議（移動等円滑化評価会議九州分科会）

VI. 組織の充実・強化と財政基盤の強化

育成会組織の充実と円滑な運営を図り、財政の基盤強化に努めます。

1. 組織基盤の整備と強化

- (1) ブロック・地域育成会との連携
 - ①各会員総会・行事等への参加
 - ②各会員及び事業所等への訪問
 - ③各地区・会員研修会等の推進

- ④未加入市町村育成会・関係団体保護者会への加入促進
- ⑤特別支援学校、支援学級保護者への加入促進
- (2) 財政基盤の確立
 - ① 賛助会員の拡大取り組み
 - ② 助成金・補助金事業申請
 - ③ 情報・交流誌購読者加入促進
 - ④ 税制優遇による寄付金の拡大
- (3) 各専門委員会・部会の活動推進
 - ① 広報委員会活動
 - ② 施設部会活動
 - ③ 事業所部会活動
 - ④ 本人部会活動
 - ⑤ 教育部会（学齢部会）活動
 - ⑥ 財政委員会

VII. 自然災害等における復興支援継続活動

全国手をつなぐ育成会連合会と連携を図り、復興支援の活動を推進

- (1) 能登半島震災をはじめとした自然災害の復興復旧に向けて、全国手をつなぐ育成会連合会や各関係団体と連携・協力を図りながら継続的な支援を行う。
- (2) 地域育成会や事業所等に防災・減災に向けた研修会等の取り組みの推進。
- (3) インクルーシブ防災推進とその啓発活動

VIII. 感染症対策と相談、支援活動

- (1) 感染症に対する啓発活動、相談、支援活動の実施。

3. 事業計画（その他の事業）

1. 障がい者団体保険紹介に係わる事務及び情報提供

- ・AIG 障がい児・者団体保険加入促進